

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 1 5 日

各〔 都道府県
指定都市
中核市 〕 災害救助主管課長 殿
民生主管課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、平成 2 3 年 3 月 2 2 日付事務連絡等によりお知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、

「派遣元施設」という。)が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

（１）費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）１０人につき１人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

（２）支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

更に、今回の災害では、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している状況が想定されます。この場合についてもその場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 28 日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成 28 年熊本地震による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、平成 28 年 4 月 22 日付事務連絡により東日本大震災と同様の措置をする予定である旨お知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、「派遣元施設」という。）が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

（１）費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）１０人につき１人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

（２）支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

また、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している場合については、その場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 14 日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成 30 年 7 月豪雨による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨による介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについては、以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることになります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費は、当該都道府県と内閣府との協議の上、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、「派遣元施設」という。）が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費は、概ね要配慮者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要配慮者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要配慮者が避難している場合でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費は、当該都道府県と内閣府との協議の上、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

福祉避難所に避難している要配慮者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保で

きない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。

東日本大震災への対応

【介護保険・高齢者福祉関係】

厚生労働省老健局

東日本大震災による高齢者等の 被災状況について

【岩手県、宮城県、福島県の合計数】

平成23. 6. 13現在

施設種別	平成21年10月1日現在の施設数等		被災施設数 (全壊・半壊)	死亡者数		不明者数	
	施設数	現員		入所者	職員	入所者	職員
特別養護老人ホーム	333	20,633	11	170	19	41	60
養護老人ホーム	41	2,816	2	48	24	2	0
軽費老人ホーム	98	3,161	5	21	1	2	3
介護老人保健施設	201	17,520	6	137	9	26	48
介護療養病床	78	1,722	1	0	0	0	0
グループホーム	414	5,377	27	31	5	7	4
合計	1,165	51,229	52	407	58	78	115

※福島県で被災したグループホーム入所者は、同一敷地内の老健に避難中に津波を受けたため、死亡者数及び不明者数は老健に計上している。

これまでの主な対応状況

要援護者の 受入体制等

- ・ 介護職員等の派遣調整
- ・ 要援護者の受入調整
- ・ 介護保険施設等における定員超過の緩和

介護等サポート 拠点設置等

- ・ 仮設住宅等における介護等のサポート拠点設置
- ・ 復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ

介護保険制度に おける対応

- ・ 被保険者証なしでのサービス利用
- ・ 保険料、利用料等の免除、猶予

要援護者の受入体制等

○介護職員等の派遣調整

・被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼(3月15日)、派遣可能人数等を把握して被災県に連絡(3月18日～)

派遣可能人数:7,719人(介護施設等以外を含む)

派遣状況:1,392人

岩手県 289人 宮城県 999人 福島県 104人

・宮城県において、日本介護支援専門員協会、日本介護福祉士会、リハビリ関係者(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士)、宮城県、仙台市、厚生労働省現地対策本部等をネットワーク化した「避難所における介護等の提供体制」を構築し、介護職員等の派遣を開始(3月25日)。岩手県、福島県においても関係団体等により調整中

・日本介護支援専門員協会より、岩手県に23人、宮城県に195人、福島県に14人の計232人のケアマネジャーを派遣(3月21日～)

・日本介護福祉士会より、宮城県に78人の介護福祉士を派遣(4月3日～)、岩手県に67人の介護福祉士を派遣(4月28日～)

・社会福祉施設等や避難所への介護職員等の派遣に係る人件費、旅費及び宿泊費は、介護サービス費等又は災害救助費の対象となることを都道府県等に連絡(4月15日)

○要援護者の受入調整

・被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入を各都道府県に依頼(3月15日)、受入可能人数等を把握して被災県に連絡(3月18日～)

受入可能人数:高齢者関係施設36,392人(うち特養12,379人、老健6,031人)

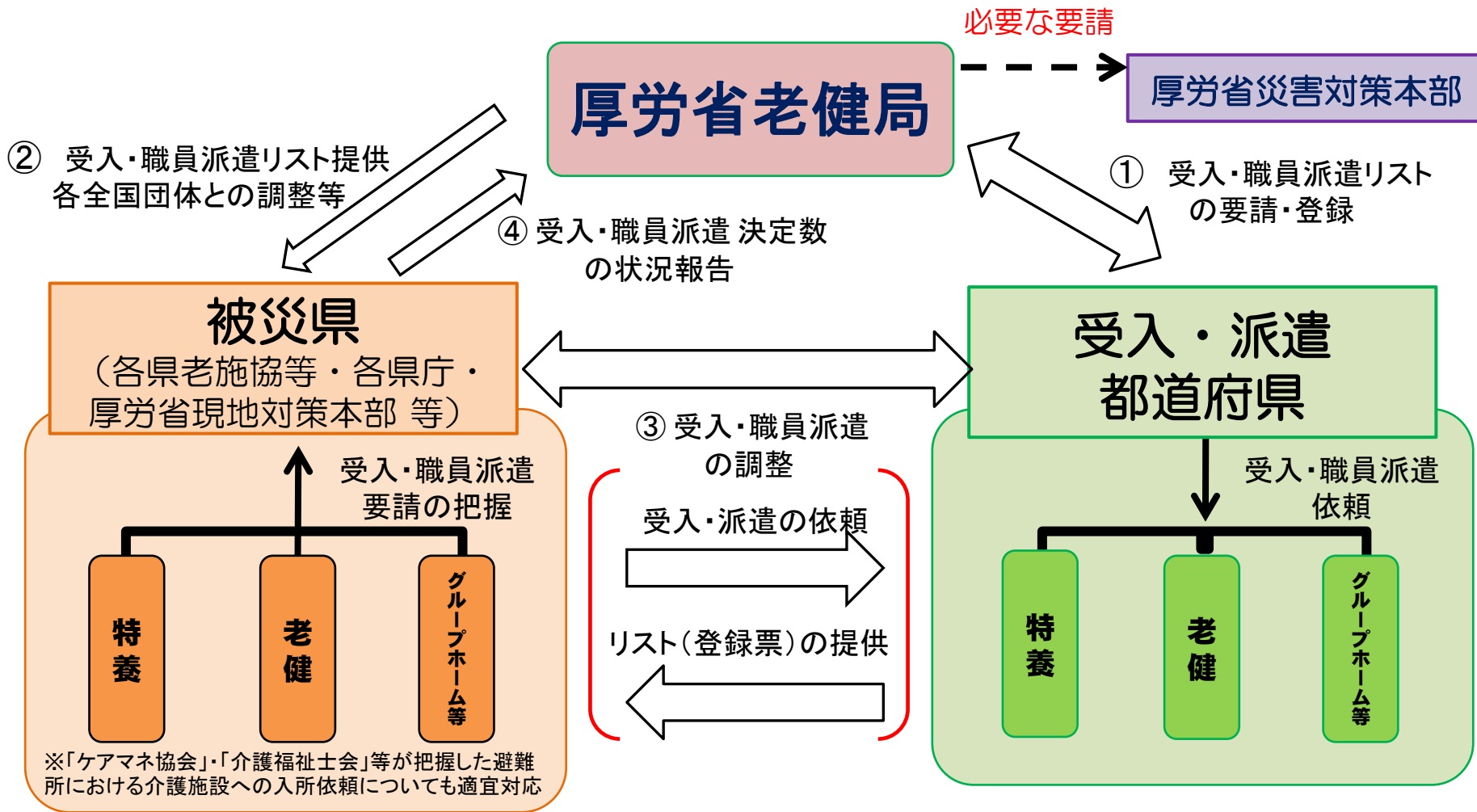
受入状況(実績):1,335人 岩手県から 271人 宮城県から 953人 福島県から 111人

このほか、東電福島第一原発事故に伴う退避者(介護施設等入所者)を受入れ(20キロ圏内約500人、20～30キロ圏内約980人、計約1,500人(都道府県間等で直接調整した数を含む))

○介護保険施設等における定員超過の緩和

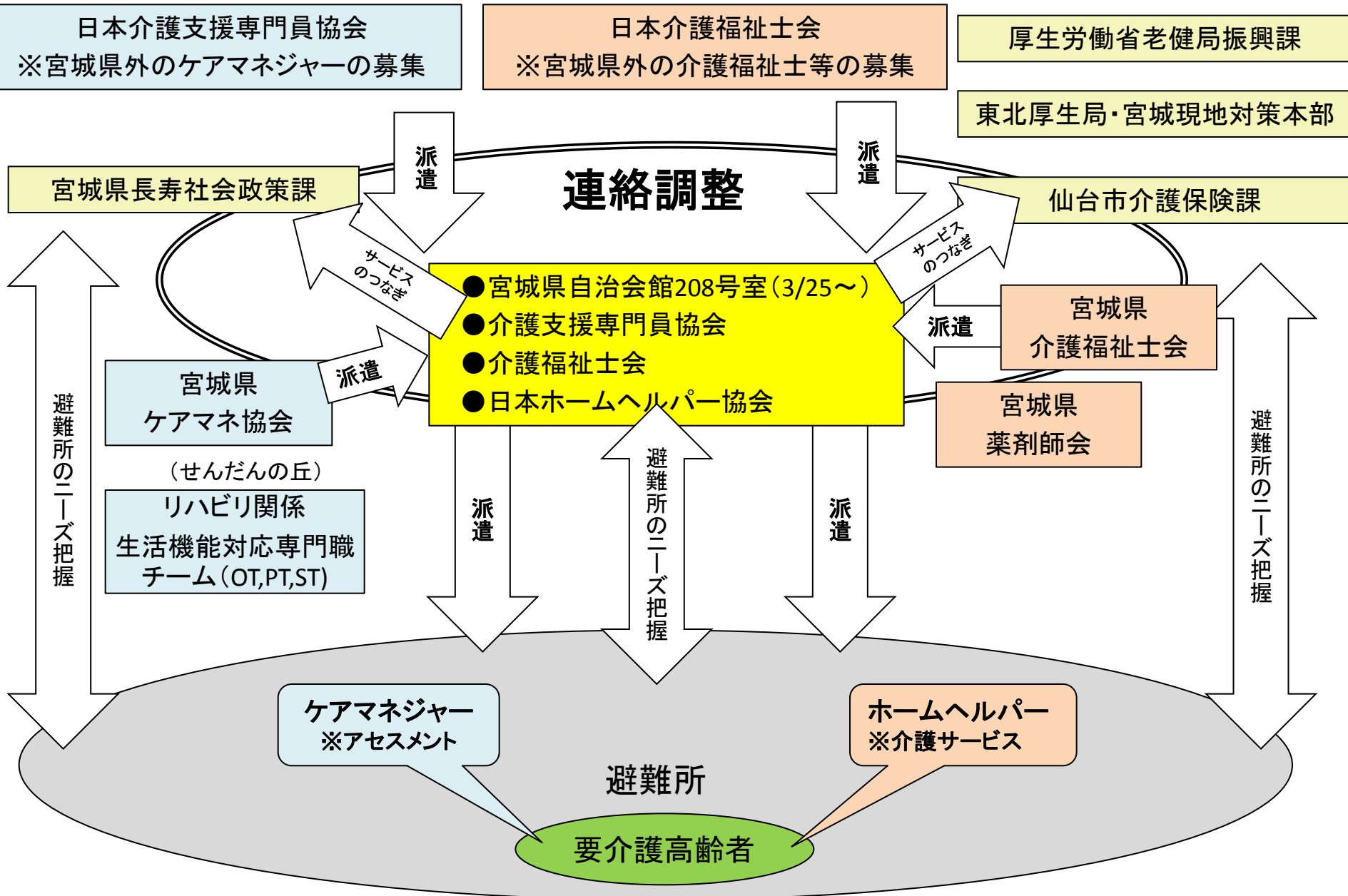
・介護保険施設等において、入所定員を超過して要介護高齢者を受け入れた場合も、介護報酬の減額を行わない。また、人員・設備・運営基準を満たせない場合でも、基準違反としない(3月11日、18日、22日)

「要援護者の受入」及び「職員派遣」について



※ 受入・職員派遣決定後の移送手段については、当該時点の車両・燃料手配の実情により、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部を通じ要請。

宮城県・避難所における介護等の提供体制について



介護等サポート拠点設置等

○仮設住宅等における介護等のサポート拠点設置

・仮設住宅等において高齢者等が安心して生活できるよう支援するため、総合相談、デイサービス等の居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点の設置に向け、財政支援内容、設置・運営について被災市町村等に情報提供

設置確定数(9月12日現在)

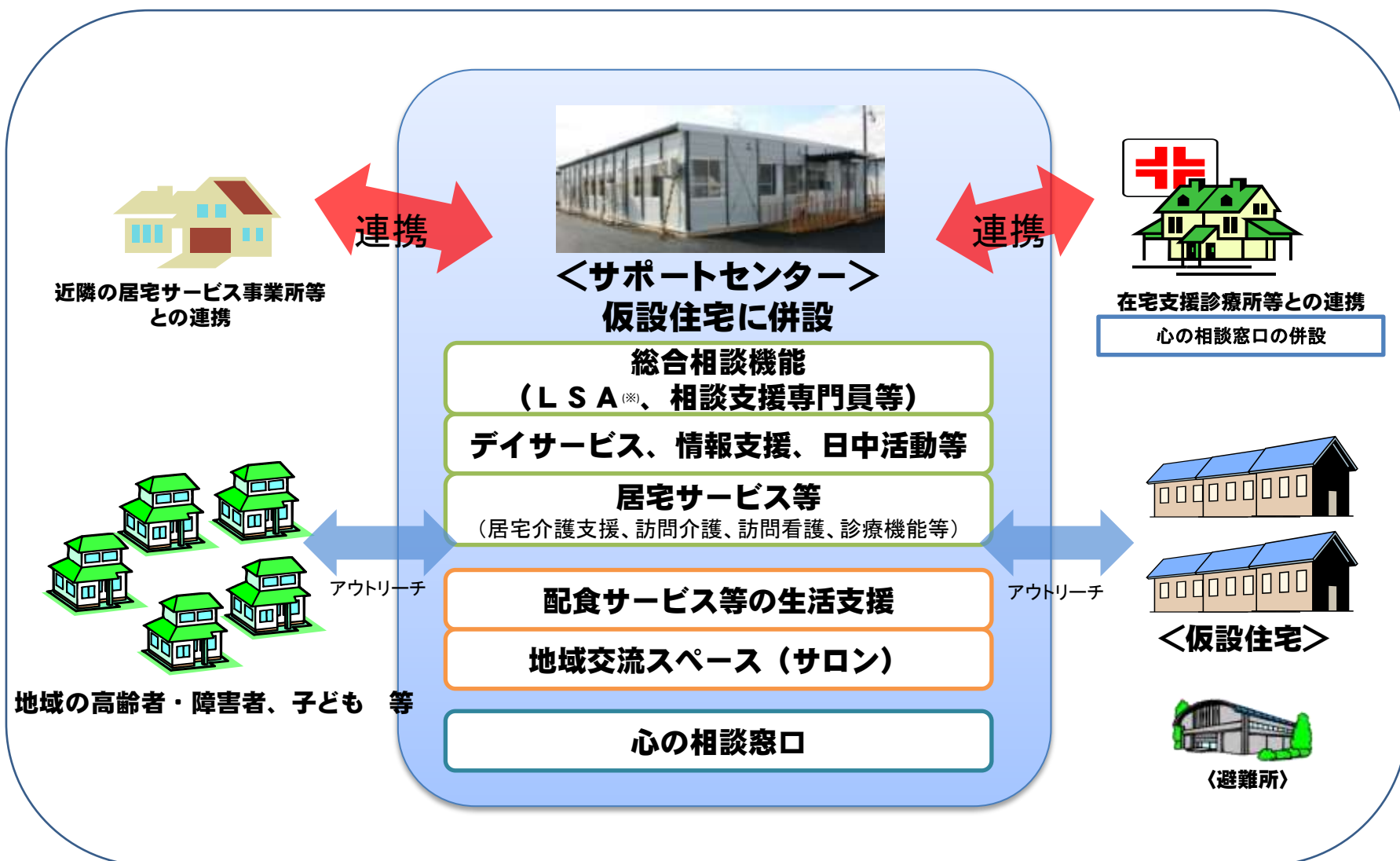
86カ所

うち、15カ所が開設済（岩手県 6カ所 宮城県 8カ所 福島県 1カ所）

○復旧に係る施設整備に対する国庫補助率引き上げ

・認知症高齢者グループホームなど 1/2 → 2/3
・介護老人保健施設など 1/3 → 1/2

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

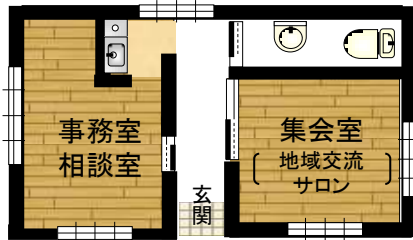


※ LSA : ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50㎡程度)
事務室(LSA等)＋総合相談＋地域交流サロン



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備 事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・事務員 1名

[事例2] 中規模サポート拠点(100㎡程度)
事務室(LSA等)＋総合相談＋地域交流サロン



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備 事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・介護職員 2名
- ・事務員 1名

[事例3] 総合的複合拠点(300㎡程度)
事務室(LSA等)＋総合相談＋地域交流サロン＋デイサービス



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・デイサービス(食事・入浴)
- ・地域交流サロン
- ・障害者の日中活動の場

主な設備 事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備

主な職員

- ・介護・看護職員 3名(デイ)
- ・相談職員(LSA、相談支援専門員等) 1名
- ・調理員 2名・事務員 1名

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔 積み増しの対象となる県 〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県
（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【 事業内容（例） 】

1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

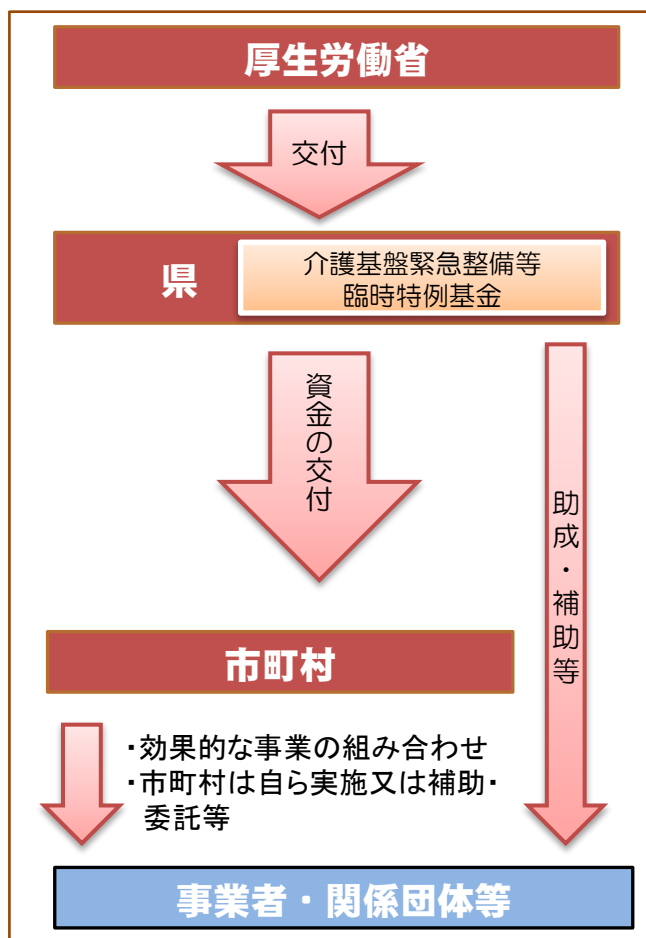
2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

<参考>事業実施までの流れ



介護施設等の災害復旧事業

23 ‘補正予算額 563億円

1. 概要

東日本大震災を受け、被災した介護施設等の復旧事業について、その復旧に要する経費を助成するもの

2. 補助対象施設

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| ◇特別養護老人ホーム | ◇養護老人ホーム | ◇老人デイサービスセンター |
| ◇老人短期入所施設 | ◇軽費老人ホーム | ◇認知症高齢者グループホーム |
| ◇小規模多機能型居宅介護拠点 | ◇夜間対応型訪問介護ステーション | |
| ◇地域包括支援センター | ◇介護老人保健施設 | ◇訪問看護ステーション 等 |

3. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例: 認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例: 介護老人保健施設など)

介護老人保健施設等における電力確保対策

23 ‘補正予算額 61 億円

1. 事業目的

今般の東日本大震災に伴う電力供給不足の問題は、被災した施設以外の介護施設においても、大きな影響を与えたところであるが、今後とも、入所者の安全と療養環境を維持するための体制の強化を図る必要がある。

特に、介護施設には人工呼吸器等の機器が必要な者が入所しており、計画停電等により、生命をおびやかす事態が想定されることから、非常用自家発電装置を設置することにより、入所者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。

2. 事業の内容

東北電力・東京電力管内の都県に所在する介護施設（老人保健施設、特別養護老人ホーム等）のうち、人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引を必要とする入所者を有する施設に自家発電装置を整備する。

※対象施設数：1,400カ所程度を想定

3. 実施主体

都県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、静岡）及び管内の指定都市、中核市

4. 補助対象経費及び補助単価（負担割合）

対象経費	自家発電装置の設置に係る経費（備品購入費等）
補助単価	9,000千円 補助率 1/2

福祉避難所の概要

1. 福祉避難所とは

災害時には避難しなければならない者を一時的に学校や体育館や公民館などに設置した避難所に受け入れ、保護しなければならないが、避難者の中でも高齢者や障害者等の特別な配慮を要する者（災害時要援護者）にとっては、このような避難所での生活は、健康面、精神面に大きな影響を与えることになる。

災害救助法に基づく救助においては、要援護者に対して特別な配慮をする避難所を「福祉避難所」として位置づけている。

（想定される特別な配慮）

- ・相談等に当たる介助員等の配慮（概ね10人の対象者に1人）
- ・高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- ・その他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備用自家発電装置を設置することにより、入所者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。

2. 福祉避難所として指定される施設

施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適しており、生活相談員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等が想定される。

3. 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者である。

4. 実績

岩手県 74カ所 宮城県 177カ所 福島県 37カ所 計288カ所（22.3.31現在）

（参考）自治体によっては、福祉避難所の同義語として、二次避難所という呼称を用いている場合もある

介護保険制度における対応

○被保険者証なしでのサービス利用

- ・氏名、住所、生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様の介護サービスを利用することが可能(3月12日)
- ・現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能(3月12日)
- ・被保険者証の再交付が行われることを踏まえ、7月1日以降は原則として通常どおり被保険者証を提示することを連絡(5月16日、6月30日)

○保険料、利用料等の免除、猶予

- ・保険者の判断により保険料の減免、支払猶予及び納期限の延長が可能であり、減免額が一定以上の場合に国から特別調整交付金を交付(3月11日)
- ・利用料、食費・居住費の自己負担額の支払い猶予が可能である旨通知(3月17日、22日、23日、24日、4月22日)
- ・被災自治体における第5期介護保険事業(支援)計画及び老人福祉計画の弾力的な策定について通知(5月16日)
- ・東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者について、介護給付又は予防給付を行う市町村に対し、当該被保険者の利用者負担の免除に要する費用をすべて国庫補助の特例の対象とする(6月27日)
- ・8月31日までを予定していた食費・居住費等に関する補助の適用について、9月以降も当分の間、これを継続する旨を通知(7月26日)